

1 問 特定の民事裁判情報を一件だけ取得したいというニーズや、交通事故に係るものだけ取得したいというニーズなど、より小口の提供を求めるニーズについて、どのように対応するか、法務当局に問う。

- 本制度は、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、デジタル社会における新たなニーズに応えるために、指定法人において基幹となる網羅的な民事裁判情報のデータベースを整備・提供し、民事裁判情報の幅広い利用を可能とするものであり、基本的に、その一次利用者においては、利用料金を支払ってデータベースの全部を利用することを想定している。
- 御指摘のようなニーズは、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においても指摘されたところではあるが、
 - ・ 指定法人に対して特定の類型や一件ずつの民事裁判情報の提供を求めることについては、そのための検索機能や決済手段等、所要のシステムの整備に相応の費用を要すること
 - ・ 一件ずつの提供が求められるのは、先例性や社会的関心の高い事案に係るものであると想定されるところ、こうした事案については、既に裁判所ウェブサイトにおいて無償で公開されていること等を踏まえ、まずは、先ほど申し上げた新たなニーズに応えるために本制度を整備することとした。
- 御指摘のニーズへの対応は、民事裁判情報のより幅広い利用に向けて有用なものとなり得るが、指定法人のデータベースの運用状況やデジタル技術の進展状況に応じて、将来的に検討されるべき課題であると考えている。

(参考1) 一件ずつの提供をすることについて

費用や代替手段の問題のほかに、仮に全文検索システムや決済手段を整備したとしても年間約20万件に及ぶ民事裁判情報について、一件ずつ提供を求める者が適切な民事裁判情報を選択することが困難であると考えられるという問題がある。

(参考2) 一件ずつの提供等に関する指摘（民事判決情報データベース化検討会報告書第5・3(4)エ〔33～34ページ〕

基幹データベースを構築し、民事裁判情報を提供することの意義は、前記第2・2のとおり、個別の裁判例の内容分析にとどまらない裁判例全体の傾向分析や民事裁判情報を機械学習の素材として利活用することによる高品質な法的サービスを実現することにある。そのために、先例性や社会的関心があるとは限らないものを含めて基幹データベースに収録し、これらを提供するものとすることからすると、基幹データベースの主たる利用者として想定されるのは、判例データベース会社や出版社等、全ての民事裁判情報を収集して独自の視点で先例性や社会的関心の有無を判断し、一定の価値を付加して二次的な利用者に提供する者や、裁判例全体の傾向分析等を行おうとする研究者等であると考えられる。こうした利用者のニーズに対応するため、情報管理機関は、継続的契約に基づいて全ての民事裁判情報を順次提供する方法や直近数年間に言い渡された全ての判決に係る民事裁判情報を提供する方法等、一定の網羅性が担保される方法による提供を行うことが考えられる。

他方、本検討会においては、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保するのが望ましいとの意見があり、その一方法として、一件ずつの提供を希望する者に対しても提供してはどうかとの意見があった。もともと、このような方法による提供を行う場合、決済システムの整備に相応の費用を要することが指摘されており、その費用を考慮して提供料金を設定しようとするれば必然的に利用料金は高額になることが想定される。また、前記(2)イのような機械判読に適した形式の情報は、必ずしも個別の裁判例の分析検討に適した可読性のあるものとはいえない。さらに、一般の国民は、一次的な利用者から提供される付加価値の高

い情報等によって民事裁判情報にアクセスすることが想定される。これらの事情を考慮すれば、情報管理機関においては、まずもって上記主たる利用者として想定される者のニーズに応じた提供を実施することが考えられる。ただし、本検討会においては、情報管理機関の利用者を通じて、これまで必ずしも先例性や社会的関心があるとはされてこなかったようなものを含めて、より多くの民事裁判情報が提供される状況にある限りは、このような方法による提供を継続すればよいと考えられるものの、一次的な利用者が二次的な利用者に提供する民事裁判情報を選別するなどした結果、基幹データベースを構築する意義が実現されないような事態に至った場合には、別途の検討が必要ではないかとの指摘があった。こうした指摘を踏まえれば、情報管理機関においては、基幹データベースの運用状況を勘案しつつ、必要に応じ、その健全な運用に支障をきたさない範囲において、例えば上記一件ずつの提供を実施するなど、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保することが期待される。

(参考3) 相応の費用を要するとの指摘 (日弁連法務研究財団「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」)

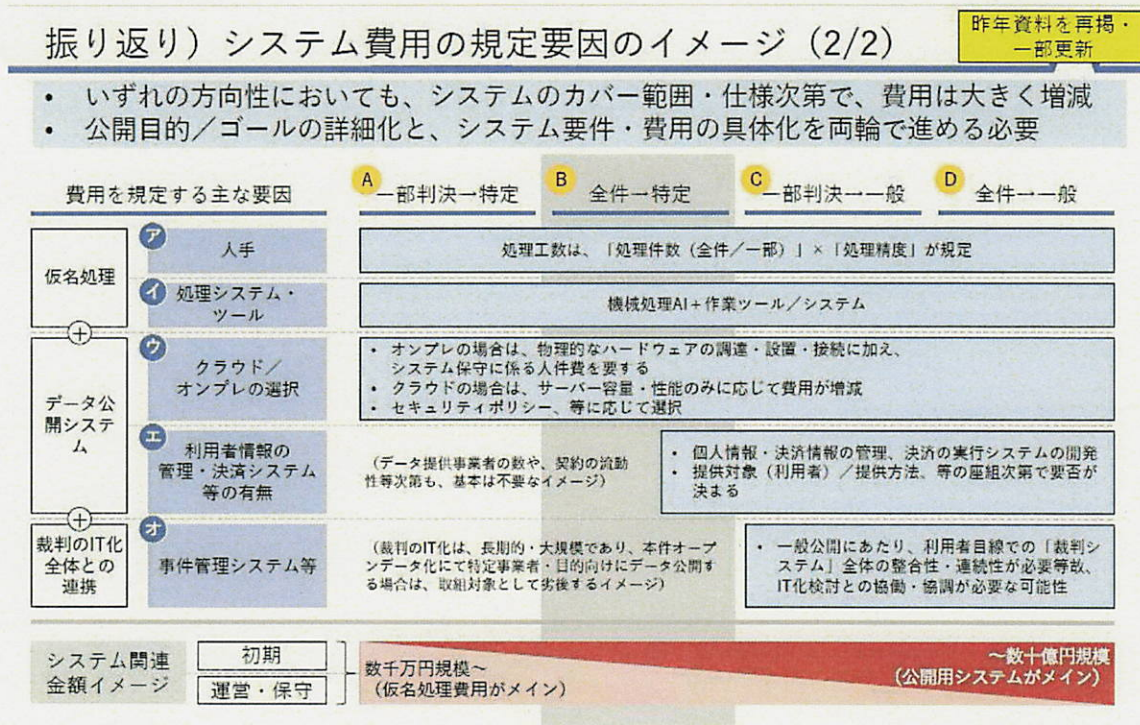
本件スキームを前提としたとしても、情報管理機関と利活用機関の連携の在り方については、様々な方法が考えられるところであるが、大きな方向性としては、①仮名化後の民事判決情報の提供先を限定することなく、広く一般に向けて、情報管理機関のホームページ等で直接公開する方法と、②提供先を一定の基準・要件を満たす特定の利活用機関 (例えば、判例雑誌社・判例データベース会社・研究団体・研究機関・教育機関・官公庁などが考えられる。) に限定する方法とが考えられる。

この点につき、LS社 (引用注：リーガルスケープ社) 見解によれば、公開規模に応じて実務体制及び公開システム等が大規模になるほど、当該体制・システムの構築に要する費用及び詳細検討に要する期間が大きくなるため、仮に①の方法をとった場合には、具体的にはサーバーの管理、公開システムや決済システムの構築・管理について、比較的長期かつ詳細なシステム検討及び一定の費用を要するのではないか、また仮に②の方法をとった場合には、比較的短期かつ小規模な実務体制検討・構築が可能なのではないか。加えて、①の方法を実現するプロセスとして、まず②の方法

をとった上で、事後的に公開システムや決済システムの検討・構築を行う場合であっても、最終的なシステムの検討・開発・運用に係る費用及び追加で生じる検討期間はほぼ変わらないため、最終的に目指す方向性が①、②のいずれの方法であっても、足元で着手する方向性として②の方法を取ること十分検討に値するのではないかとのことであった。LS社見解に加え、前記2(3)のとおり、情報管理機関が営利を目的とせず、仮名化等にかかる費用相当額を基本的には利活用機関から回収するという本件スキームを前提とすると、①の方法をとった場合に利活用機関の経済的負担が重くなってしまうことが懸念されるため、ひとまずは②の方向を志向することが現実的な方策ではないかと考えられる。

(参考4) LS社の試算

サーバーの管理、公開システムや決済システムの構築・管理について要する費用につき、数十億円規模になり得る旨の試算が示されている。



2問 媒体の判決書については、本制度の対象外であると認識しているが、これもデータベース化する可能性はないのか、法務当局に問う。

- (委員御指摘のとおり、) 本法律案では、既存の紙媒体の判決書については、デジタル化して指定法人のデータベースに収録することとはしていない。
- より網羅的なデータベースを整備する観点からは、既存の紙媒体の判決書についてもデジタル化した上でデータベース化するのが望ましいとは考えられる。
- しかしながら、現在、判決原本の保存期間が50年とされるなど、対象となる判決書の物量ひいてはデジタル化の作業に伴う負担は膨大なものとなり、また、紙媒体で作成された判決書等の原本とデジタル化した情報の同一性を確認し、情報の正確性を担保する方策を講じる必要があるなど、様々な課題がある。
- そこで、まずは、デジタル化された後の民事・行政事件の訴訟手続で作成される電子判決書等を対象として、基幹データベースの円滑な整備及び安定的な運用を図ることとしており、紙媒体の判決書の収録については、費用対効果も含め、将来的に別途検討すべき課題であると考えている。

(参考) 現状における紙媒体の裁判書の保管について

民事訴訟の事件記録等の保存期間については、事件記録等保存規程(昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号)において規定されている。基本的に、判決原本については50年、

和解調書については30年、事件記録については5年とされているほか（同規程第4条第1項、別表第1及び別表第2）、史料又は参考資料となるものについては、保存期間の満了後も保存しなければならないものとされている（同規程第9条第2項。）。

判決原本は、保存期間中、各裁判所において保管され、保存期間経過後、順次国立公文書館に移管される。

（参照条文）

- 事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号）

（定義）

第2条 この規程で「事件記録」とは、別表第一の上欄に掲げる事件及び再審事件（以下「事件」という。）の記録をいう。

2 この規程で「事件書類」とは、事件に関する書類で最高裁判所が別に定めるところにより記録から分離されたもの及び記録につづり込むことを要しないものをいう。

3・4 （略）

（保存期間）

第4条 記録及び事件書類の保存期間は、別表第一及び第二のとおりとする。

2～6 （略）

（特別保存等）

第9条 記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。

2 記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。

3 （略）別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

	事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間
1・2	（略）		

3	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 人事訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件を含む。）	5年	判決の原本 50年 和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書 30年 和解に代わる決定の原本（異議申立てにより効力を失ったものを除く。） 30年
4 ~ 27	(略)		

令和7年4月25日(金)
若山 慎司 議員(自民)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 判決データを学習したAIによって、例えばSNSにおいて名誉毀損に当たるような投稿を自動的にブロックするシステムを構築することなども考えられると思うが、こうした紛争予防への期待について、法務当局に問う。

- 本制度においては、民事・行政事件の判決書等が広く指定法人のデータベースに収録され、指定法人から民事裁判情報の提供を受けた一次利用者が様々な価値を付加して製品やサービスを開発し、それが二次利用者に提供されて活用されることを想定している。

- 具体的には、例えば、判例データベース事業者などの一次利用者において、民事裁判情報につき、
 - ・ 裁判例の体系化
 - ・ 解説や英訳の付加を行うことのほか、デジタル技術を活用し
 - ・ 裁判例の横断的分析
 - ・ より精緻な統計的分析
 - ・ (ご指摘のような) 機械学習の素材にしてAIの研究開発を行うこと等も考えられ、これらの研究・開発の結果が、紛争の予防や解決の指針となることが考えられる。

- AIの利用を含めた具体的なデータベースの活用方法は、民間の知見に委ねられることとなるが、民事裁判情報の幅広い活用により、より高度な法的サービスの提供が実現することが期待される。

(参考) 一次利用者と二次利用者の例

一次利用者としては、出版社、判例データベース事業者、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定しており、二次利用者としては、

これらの者の製品やサービスを利用する弁護士等の法律実務家、研究者、民間企業、学生等を想定している。

令和7年4月25日(金)
若山 慎司 議員(自民)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

4問 指定法人のデータベースを用いることで、多方面にわたる様々な企業・団体にとって莫大な経済効果を生み出す可能性があると思うが、民間の商業ベースを含めた利用者の拡大可能性について、法務当局に問う。

- 委員御指摘のとおり、民事裁判情報は民間企業・団体にとっても、その事業を行う指針となり得る情報であり、指定法人のデータベースについては、様々な企業・団体によって活用される可能性があると考えている。
- 本法律案の提出に至る検討の過程においても、例えば、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議においては、民事裁判情報の活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであると指摘されたところ。
- また、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）においては、委員から、
 - ・ 企業が訴訟への対応のみならず訴訟前の紛争への対応を検討する際に類似の判決情報を容易に入手できるため、企業活動の利便性向上の観点から大いに価値のあるものと評価しているとの意見や、
 - ・ (民事裁判情報により)法律において示された規範をより具体化することができ、ビジネスの基盤になるとともに市民生活の安定や発展に関係し、ひいては対外的な日本の信用の向上にもつながるだろうとの意見が示されたところ。
- 法務省としては、(本法律案成立の暁には)指定法人のデータベースが適切に運用され、より多くの主体に利用されるよう、

努めてまいりたい。

(参考1) 民事司法制度改革の推進に関する関係府省庁連絡会議

関係行政機関等の連携・協力の下、民事司法制度改革に向けた喫緊の課題（裁判手続IT化、知財紛争における既存のADR機関や裁判所等の紛争解決能力の強化等）を整理し、その対応を検討するため、内閣官房において開催されていた会議。

令和2年3月の取りまとめ（「民事司法制度改革の推進について」）においては、「民事裁判手続等のIT化を進めることは喫緊の課題である。」（2ページ）、「民事判決情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には当事者による紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である。将来的に、AIによる紛争解決手続のサポートの可能性があり、その活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであることも踏まえると、現状、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件等の一部の事件に限定して一般に提供されている民事判決情報については、今後、より広く国民に提供されるべきである。そこで、法務省は、民事判決情報を広く国民に提供することについて、司法府の判断を尊重した上で、ニーズやあい路等につき必要な検討をする。」（7ページ）とされた。

(参考2) 民事判決情報データベース化検討会における委員の意見（第1回会議〔令和4年10月14日実施〕議事録抜粋）

この度、日本商工会議所の推薦を受け、本検討会に参画させていただくこととなりました（中略）今回は所用で出席が叶わず、書面にて一言御挨拶申し上げます。民事判決情報データベース化の検討につきましては、企業が、訴訟への対応のみならず訴訟前の紛争への対応を検討する際に類似の判決情報を容易に入手できるため、企業活動の利便性向上の観点から、大いに価値あるものと評価しております。

（中略）

委員の意見代読にもありましたように、基本的に法の透明化はビジネスの基盤ともなるものですから、その意味で非常に緊急性の高い課題だろうと思うのですけども、ビジネスのみならず市民生活の安定や発展に関係しますし、ADRやODRの基盤ともなり得るのは言うまでもない、そのことがひ

いては対外的な日本の信用の向上にも繋がるだろうということです。それから、研究者の立場からすると、法の反省的な検討といいますか、そういったことはデータがなければ始まらないわけでありますから。かつて破産や倒産制度は東西で大きく違うのだといったことをシリーズ化した本が売れましたけども、そのような地域格差が改めて浮き彫りになる可能性も秘めていまして、データを集約し利用できるようにすることは非常に緊急性が高いと思っていますところであります。

5問 情報漏えい等を防止するために必要な安全管理措置について、本法案ではどのような規律を設けることとしているか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程に定めなければならないものとし、法務大臣による認可の対象とすることで、適切な管理が行われることを担保している。
- 安全管理の具体的な内容については、指定法人の業務規程において定められることになるが、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においては、
 - ・ 業務マニュアルの整備等の組織的安全管理措置
 - ・ 従業者に対する教育等の人的安全管理措置
 - ・ 端末の盗難防止等の物理的安全管理措置
 - ・ 情報セキュリティ対策等の技術的安全管理措置等を講じる必要があると指摘されている。
- 法務省としては、こうした指摘を踏まえつつ、十分な安全管理措置が講じられるよう、業務規程の認可を適切に行ってまいりたい。

(参考1) 保有民事裁判情報等の管理 (本法案第6条第1項第3号)

指定法人が仮名加工民事裁判情報等の提供を適切に行うためには、当該情報を提供に適した状態に保つとともに、訴訟関係者の権利利益に配慮して本制度に対する国民の信頼を確保することが必要である。そのために指定法人が行うべき情報の管理としては、仮名加工民事裁判情報について電子判決書等の内容と齟齬がないように正確性を保つこと、訴訟関係者等の苦情の申出に応じて適切な処理を行って提供に適した状態に保つこと、保有民事裁判情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の安全措置を講ずることが必要になる。

(参考2) 安全管理に関する事項 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・4(3)イ [36ページ]))

本検討会においては…民事裁判情報が「個人データ」に該当するか否かにかかわらず、情報管理機関には、国民の信頼に足りるだけの安全管理措置を講ずることが求められるとの意見があり、このような観点からは、民事裁判情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の民事裁判情報の安全管理のために必要な安全管理措置として、①業務マニュアルの整備等の組織的安全管理措置、②従業者に対する教育等の人的安全管理措置、③端末の盗難防止等の物理的安全管理措置及び④情報セキュリティ対策等の技術的安全管理措置を講じる必要があるほか、民事裁判情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合は、監督官庁に報告する必要があると考えられる。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程 (以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。) を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

令和7年4月25日(金)
若山 慎司 議員(自民)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

6問 判決書には、企業の営業秘密に関する事項が記載されることもあるのではないかと思うが、本法案において、営業秘密の保護について、どのような規律を設けることとしているか、法務当局に問う。

- (御指摘のとおり、) 企業の営業秘密を保護するため、適切な配慮をする必要があることから、本制度では、指定法人は、電子判決書等のうち企業の営業秘密が記録されていることにより閲覧等制限決定の対象となった情報については取得しないこととしている。
- また、本法律案においては、指定法人が保有する民事裁判情報等について、目的外使用を禁止し、安全管理措置を講じさせ、仮名処理及び当事者の申出による追加的な仮名処理等の仕組みを設けた上、法務大臣が業務遂行を監督することとしている。
- 以上のとおり、企業の営業秘密が問題になるような事案についても、各種の措置により訴訟関係者の権利利益に配慮しつつ、支障のない情報の範囲で指定法人のデータベースに収録することになる。

(参考) 閲覧等制限決定の対象となった情報 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・1(2)ウ [14-15頁]))

ウ もとより、情報管理機関においては、訴訟関係者の権利利益に配慮するため、後記2(1)のとおり仮名処理を実施するとともに、後記4(1)のとおり適切な安全管理措置を講ずる必要がある。これに加えて、訴訟関係者のプライバシー等に対して格別の配慮を要する事案については、民事訴訟法上、住所、氏名等の秘匿制度や閲覧等制限の制度等が設けられており、こうした制度の適切な運用の下で、それを活用した仕組みを構築するのが適切である。具体的には、当該制度によって保護される情報について情報管理機関が取得しない仕組みを設けることが考えられる。住所、氏名等の秘匿決定が行われた場合、秘匿すべき事項は電子裁判書に記録されないことから (改正民事訴訟法第133条第5項参照)、情報管理機関が当該事項に係る情報を取得することは想定されず、特段の仕組みを設ける必要はないと考えられるものの、電子判決書に対する閲覧等制限決定が行われた事案については、当該決定の対象部分に該当する情報について情報管理機関が取得しない仕組みを構築する必要がある。さらに、こうした事案については、後記5(1)イのとおり、訴訟関係者等の申出に応じ、事後的な措置を構ずる必要がある。

(参照条文)

○民事訴訟法

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製 (以下「秘密記載部分の閲覧等」という。) の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 (略)

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密 (不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。) が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3～8 (略)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び第七条第二項の規定による民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。